

信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号

改正案								現行
韓国								
ルクセンブルグ								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表は、海外拠点を有する信用金庫連合会（連結自己資本比率を算出する信用金庫連合会を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2. 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（法八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3. 「各国・地域の金融当局が定める比率（％）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。</p> <p>4. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載）。</p> <p>5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の二十五を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の五十を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の七十五を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載）。</p> <p>6. 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p> <p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>								

信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第14号の2

改正案								現行
ルクセンブルグ								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表は、海外拠点を有する信用金庫連合会が記載するものとする。</p> <p>2. 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率(法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3. 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。</p> <p>4. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること(小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載)。</p> <p>5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に百分の二十五を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に百分の五十を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に百分の七十五を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載)。</p> <p>6. 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。</p> <p>[国内基準に係る連結自己資本比率]</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>								<p>[国内基準に係る連結自己資本比率]</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>

○信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号) 別紙様式第 15 号

改正案								現行
韓国								
ルクセンブルグ								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表は、海外拠点を有する信用金庫連合会（連結自己資本比率を算出する信用金庫連合会を除く。）が記載するものとする。</p> <p>2. 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファ―比率（法八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3. 「各国・地域の金融当局が定める比率（％）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。</p> <p>4. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ―比率を記載すること（小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載）。</p> <p>5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ―比率(%)（経過措置ベース）」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に百分の二十五を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に百分の五十を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ―比率に百分の七十五を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載）。</p> <p>6. 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。</p> <p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>								<p>〔国内基準に係る単体自己資本比率〕</p> <p>(略)</p> <p>(以下略)</p>